

【平成25年6月現在】要件等が変更になる場合がありますのでご注意ください。

障害者を多数雇用する事業主の皆さまへ  
障害者就労施設へ発注を行う事業主の皆さまへ

## 税制優遇制度のご案内

障害者を多数雇用したり、障害者施設への業務の発注を行うなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用することができます。  
法人税（個人事業主の場合は所得税）や事業所税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置が受けられます。

### ■利用できる税制優遇制度

- 1 機械等の割増償却措置（法人税・所得税）
- 2 「障害者の働く場」に対する発注促進税制（法人税・所得税）
- 3 助成金の非課税措置（法人税・所得税）
- 4 事業所税の軽減措置
- 5 不動産取得税の軽減措置
- 6 固定資産税の軽減措置



### 事務手続

- 上記1、2（重度障害者多数雇用事業所のみ）、4（資産割のみ）、5、6の税制優遇制度を利用するには、要件を満たしているかどうかの確認が必要です。最寄りのハローワークで、要件確認の手続きをしてください。要件を満たしている場合には、証明書が交付されます。
- 証明書は、税務署や都道府県税事務所で税の申告をする際、求めに応じて提示してください。

## 税制優遇制度の概要

### 1 機械等の割増償却措置（法人税・所得税）

障害者を多数雇用する事業所が減価償却を行う際、その事業年度、またはその前5年以内に開始した各事業年度に取得・製作、建設した機械や設備などについて、普通償却限度額に加えて、機械は24%、工場用建物は32%の割増償却をすることができます。

適用期限：平成26年3月31日

#### ■対象となる事業所の要件

次のいずれかの要件を満たす事業所

- ①労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上※<sup>1</sup>
- ②雇用している障害者数が20人以上であり、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が25%以上※<sup>1</sup>
- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上※<sup>2</sup>であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者※<sup>3</sup>の割合が50%以上※<sup>2</sup>

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント（ダブルカウント）

重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※3 重度身体・重度知的・精神障害者

### 2 「障害者の働く場」に対する発注促進税制（法人税・所得税）

就労移行支援事業所や特例子会社など、障害者を雇用している事業所（「障害者の働く場」）への業務発注額を前年度より増加させた場合、過去3年間に取得、製作、建設した減価償却資産について、発注額の増加額分の割増償却（対象となる減価償却資産の普通償却限度額の30%を限度）を行うことができます。

適用期限：（法人）平成27年3月31日  
（個人事業主）平成27年12月31日

#### ■「障害者の働く場」とは

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所、障害者支援施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う施設）、地域活動支援センター、障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

次のすべての要件を満たす事業所

- ①雇用している障害者数が5人以上（短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。②、③も同じ）
- ②労働者の総数に占める障害者の割合が20%以上
- ③雇用している障害者数に占める重度身体・知的・精神障害者の割合が30%以上

### 3 助成金の非課税措置（法人税・所得税）

国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金※の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分については、圧縮記帳により損金算入（法人税）、または総収入金額に不算入（所得税）とすることができます。

適用期限：なし（恒久措置）

#### ※障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者能力開発助成金

### 4 事業所税の軽減措置

#### ■資産割

障害者を多数雇用する事業所が助成金の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業にかかる事業所税について、課税標準となるべき事業所床面積の2分の1に相当する部分について控除できます。

#### ■従業員割

事業所税の課税標準となるべき従業員給与総額の算定について、障害者に支払う給与総額を控除できます。

適用期限：なし（恒久措置）

資産割のみ以下の要件を満たす必要があります。従業員割には特に要件はありません。

#### ■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が10人以上※<sup>1</sup>であり、かつ労働者の総数に占める障害者割合が50%以上※<sup>2</sup>

※1 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

#### ■対象となる助成金

雇用保険二事業に基づく「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」、障害者雇用納付金制度に基づく「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」

## 5 不動産取得税の軽減措置

障害者を多数雇用する事業所が助成金の支給を受けて事業用施設を取得し、引き続き3年以上、事業用に使用した場合には、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の10分の1相当額に税率を乗じた額が減額されます。

適用期限：平成27年3月31日

### ■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上であり、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上

※短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

### ■対象となる助成金

雇用保険二事業に基づく「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」、障害者雇用納付金制度に基づく「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」

## 6 固定資産税の軽減措置

障害者を多数雇用する事業所が助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合には、その施設についての固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から取得価格の6分の1に障害者雇用割合を乗じた金額が減額されます。

適用期限：平成27年3月31日

### ■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上であり、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上

※短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

### ■対象となる助成金

雇用保険二事業に基づく「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」、障害者雇用納付金制度に基づく「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」

要件確認の手続きについては最寄りのハローワークに、制度については、最寄りの税務署または都道府県税事務所にお問い合わせください。